



マニフェストを読んで選挙に行こう。

# 選挙三事務改革の方策と 全国先進事例紹介

2011. 01. 13.

早稲田大学マニフェスト研究所

佐藤 淳

中村 健

あるべき  
選挙管理委員会の姿

## 民主主義とは

民主主義の本質は、

「人民の、人民による、人民のための政治」

(リンカーン)



「民主主義」を支える仕組みが「選挙」。

「選挙」といった制度で、「民主主義」は  
正統性を担保されている。



その選挙を司るのが選挙管理委員会

## 『公職選挙法』で規定された選管の役割

### 【6条】

「都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、**選挙が公明且つ適正に行われる**ように、常にあらゆる機会を通じて**選挙人の政治常識の向上に努める**とともに、特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならない。」

### 【6条2】

「都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、**選挙の結果を選挙人に対して速やかに知らせる**よう努めなければならない。」

# 選挙管理委員会のあり方

【従来の選管の姿】

「管理型」



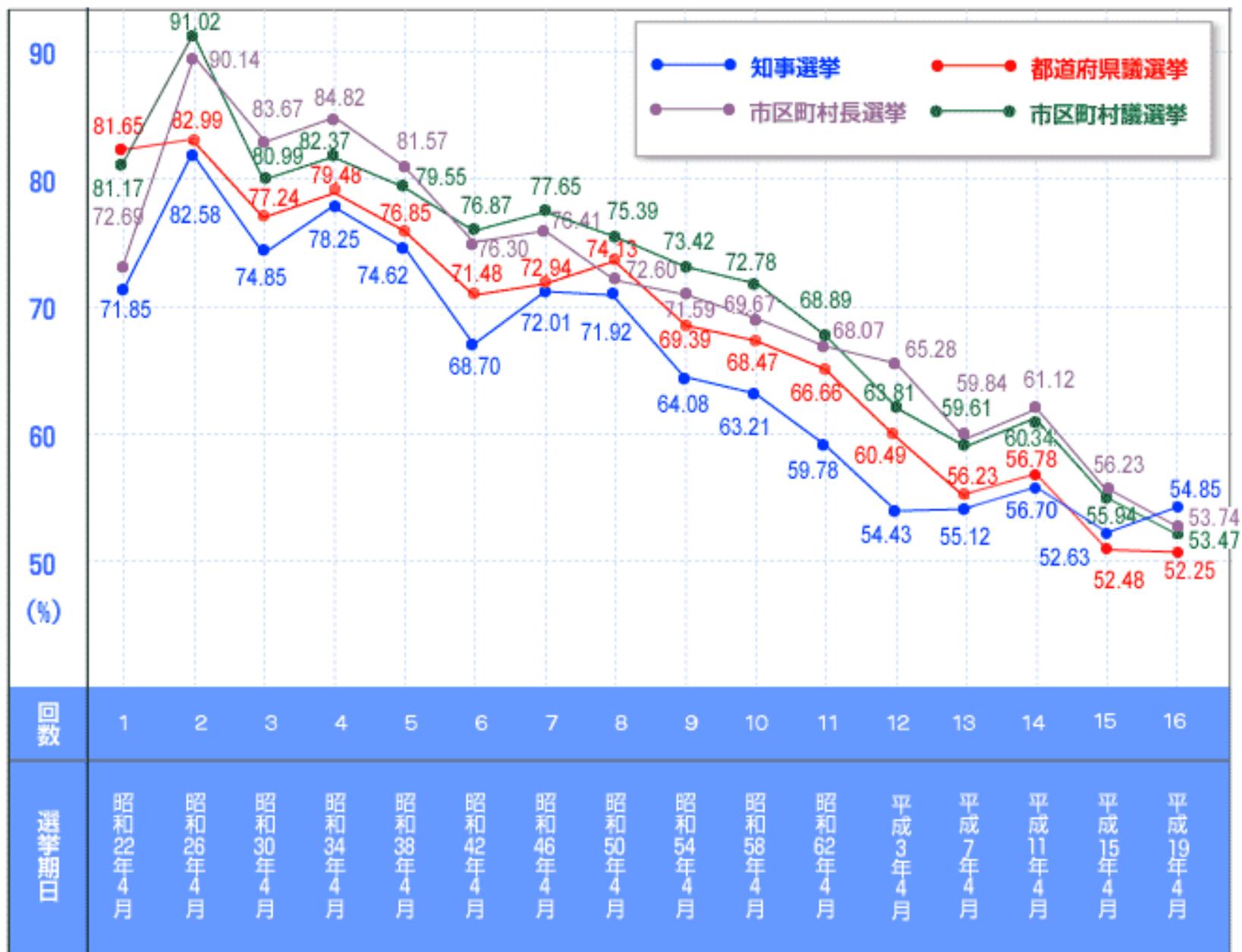
【あるべき選管の姿】

「目標達成型」

- 選挙を公平公正に執行する
- 選挙を効率的に執行する
- 有権者の政治意識を高める

- 民主主義を創造する役割
- 地域主権の中心的な担い手の役割

# 統一地方選挙の投票率推移



# 広報・啓発事務 改革のポイント

## 広報・啓発事務の目的

### 【従来】

- ◇ 投票に行く人を増やす。  
・・・ 選挙の“**周知**”に力点。



### 【本来】

- ◇ 投票に行く人を増やし、投票率を上げることは大前提。
- ◇ **政策を読み選んで投票する人を増やす。**  
・・・ **民主主義の向上**に力点。

# 広報・啓発事務 改革のポイント

◇ ポスター掲示場

◇ 選挙公報

◇ 常時啓発

◇ 選挙時啓発

の 改善

# ポスター掲示場



## 『公職選挙法』によるポスター掲示場 ①

### 【144条の2】

「衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、ポスターの掲示場を設けなければならない。」

\* その他の選挙は条例で可（144条2-8）。

### 【144条の2 2項】

「前項の掲示数の総数は、一投票区につき5箇所以上10箇所以内において、政令で定めるところにより算定する。」

\* 特別の理由がある場合は  
都道府県選管と協議の上、減可。

## 『公職選挙法』によるポスター掲示場 ②

【144条の2 3項】

「第1項の掲示場は、市町村の選挙管理委員会  
が、投票区ごとに、政令で定める基準に従い、  
公衆の見やすい場所に設置する。」



《課題》

ポスター掲示場の場所の見直しが  
これまでほとんどなされてきていない。

- ◆ 50年以上も同じ場所
- ◆ 合併しても見直さない 等々

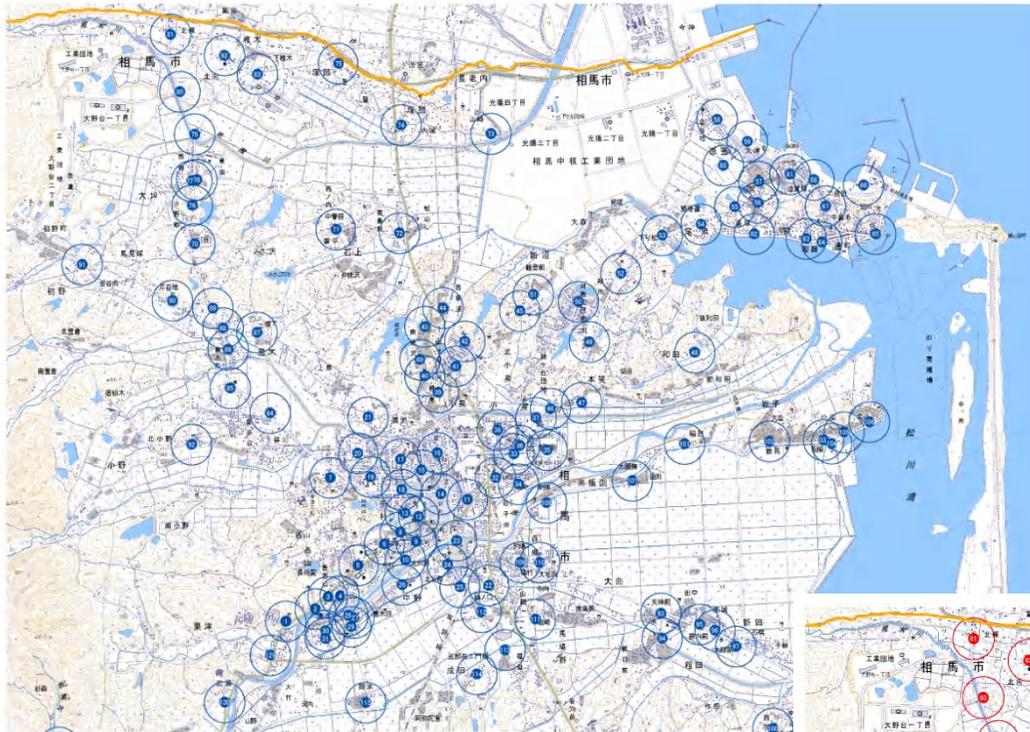
## ポスター掲示場 先進自治体の取組 ①

### 【福島県相馬市の取組】

H19年7月実施 参議院議員選挙  
ポスター掲示場の場所の見直しの実施

191箇所 ⇒ 151箇所 ▲40箇所  
(45廃止 5新設)

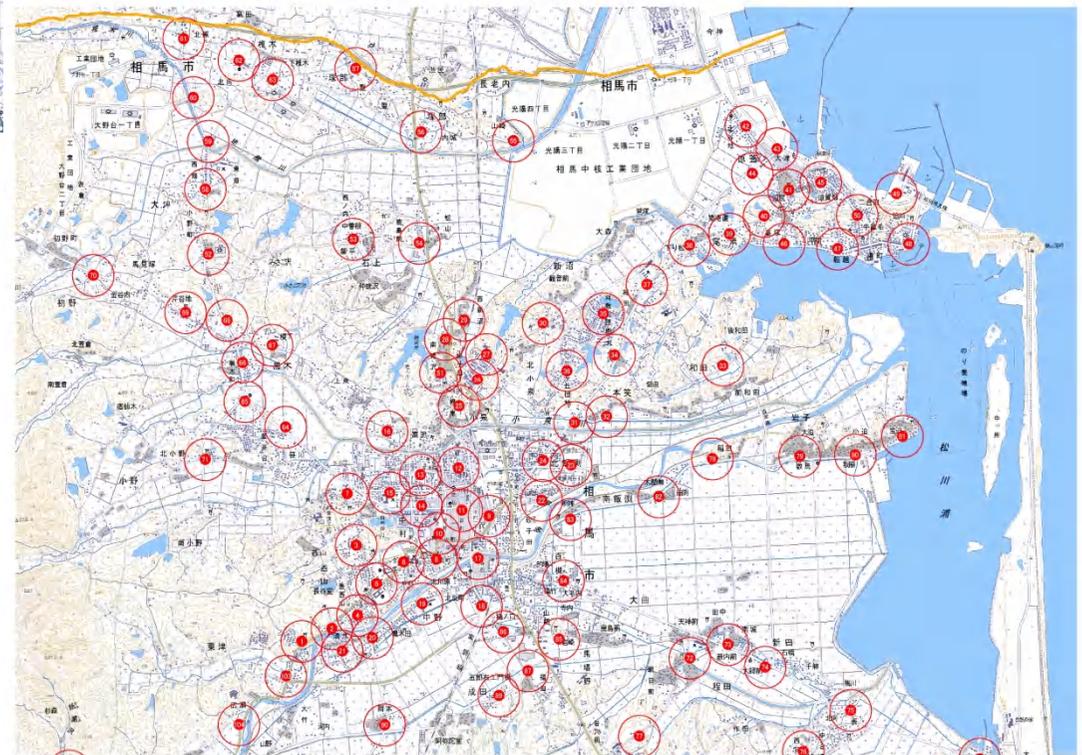
▲ 40万円のコスト削減効果



旧



新



ポスター掲示場を  
半径200mの円とともに  
地図上にプロット。

## 相馬市のポスター掲示場改善のポイント

- ◇ 開票事務改革からの改革の連鎖
- ◇ 見直しの客観的なデータとして、GIS（地理情報システム）を利用し、掲示場の位置を可視化。
- ◇ 独自の基準を設定。  
（一定の距離（200m）等）
- ◇ コスト削減ではなく、あくまでも、市民の見やすさを重視。

# 選挙公報

平成18年7月2日発行 滋賀県知事選挙選挙公報 滋賀県選挙管理委員会

**“サステイナブル・滋賀”宣言**

あなたと  
将来の  
滋賀を  
守る  
責任  
反心人自棄

**国松善次**  
68才

**こんな税金の使い方**

**もったいない**

**新幹線乗車新駅 知事が変われば、束縛!**

**かだ**  
由紀子

**新幹線「新駅」はキッパリ中止**

**辻よし**

滋賀県知事選挙 候補者 国松善次 68才  
滋賀県知事選挙 候補者 かだ 由紀子  
滋賀県知事選挙 候補者 辻よし

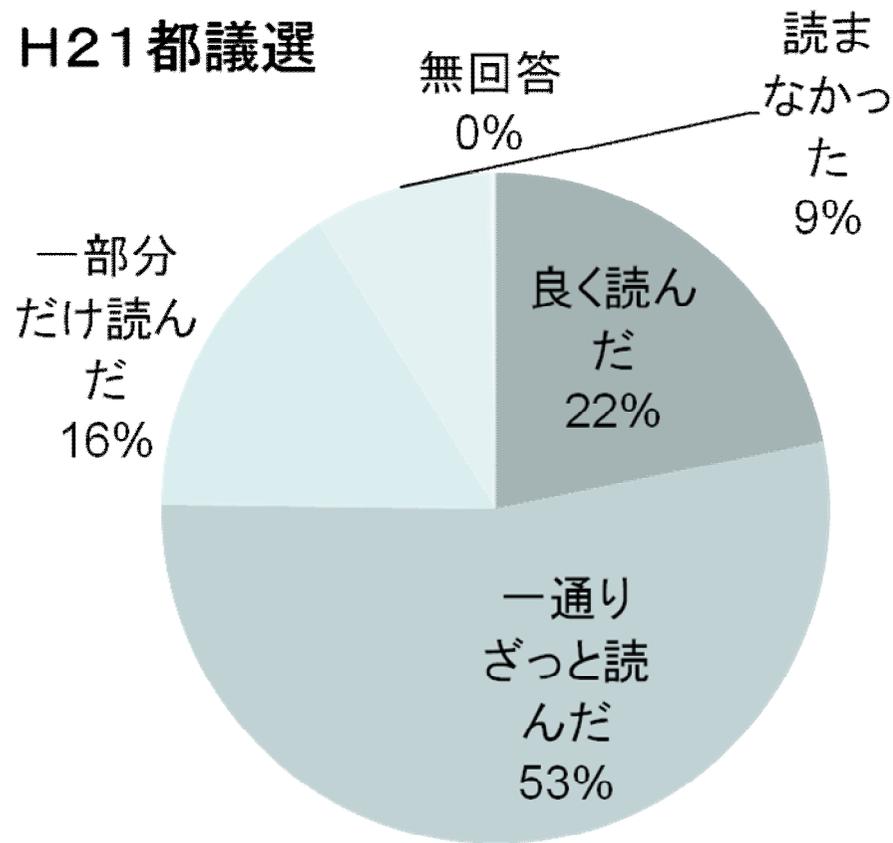
# 候補者の選定に役立った媒体

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位
H21 都議選	テレビ・ラジオの報道 39.7%	新聞・雑誌等の報道 35.4%	選挙公報 30.4%	マニフェスト 21.6%	候補者のポスター 21.5%	候補者の街頭演説 18.9%
H21 衆議院	テレビ・ラジオの報道 67.1%	新聞・雑誌等の報道 52.0%	選挙公報 30.8%	候補者のポスター 25.3%	政見・経歴放送 23.8%	マニフェスト 23.4%

H22年東京都選挙管理委員会 実施  
「選挙に関する世論調査」

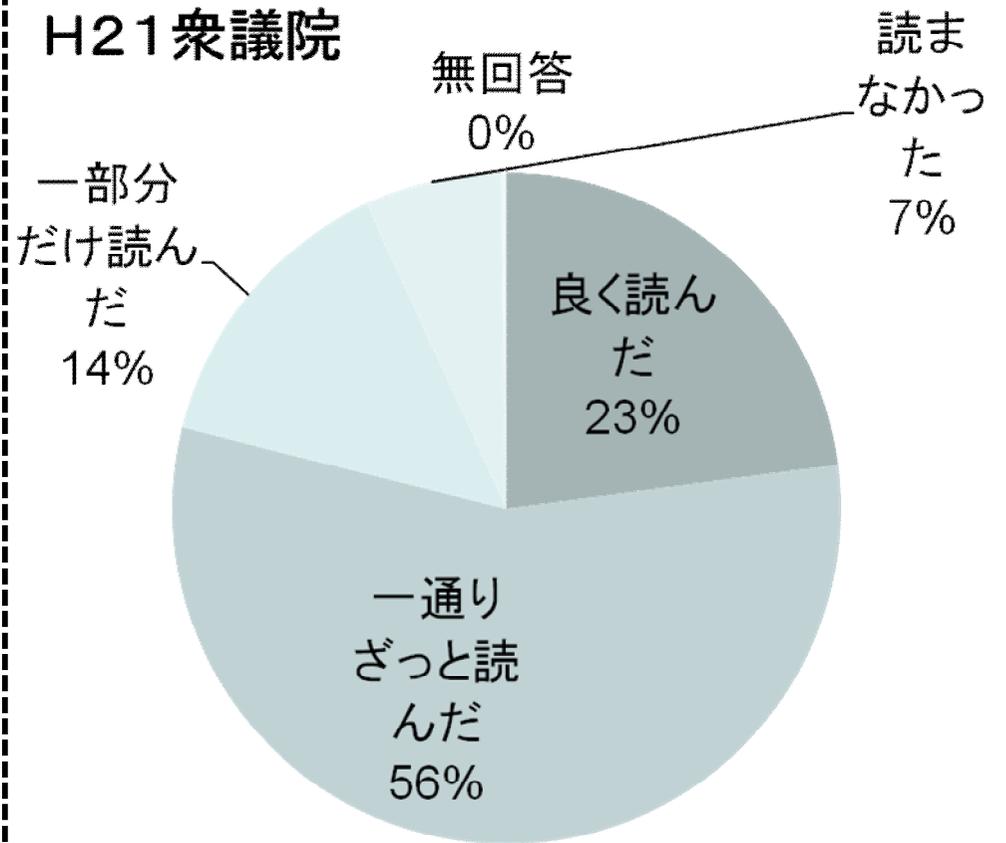
# 選挙公報の閲読状況

## H21 都議選



読んだ人は91%

## H21 衆議院



読んだ人は93%

## 選挙公報 の重要性

地方選挙において、  
現行の『公職選挙法』では

- ◆ 首長選挙でのマニフェスト配布制限  
（大きさ、配布枚数、配布場所）
- ◆ 議員選挙でのマニフェスト配布禁止
- ◆ 選挙期間中のネット選挙禁止



有権者に候補者の政策を広く伝えること  
が出来る唯一の媒体が**選挙公報**。

## 『公職選挙法』による選挙公報 ①

### 【167条 義務制選挙公報】

「衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙においては、都道府県の選挙管理委員会は、公職の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに1回発行しなければならない。」

## 『公職選挙法』による選挙公報 ②

### 【172条2項 任意制選挙公報】

「都道府県議会の議員、市町村の議会の議員又は市町村長の選挙においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、条例で定めるところにより、選挙公報を発行することが出来る。」



#### 《課題》

- 選挙公報発行条例の無い自治体がある。
- 分かり易い選挙公報の取り組みがされていない。

## 任意制選挙公報の発行状況

- 市区では、首長選挙、議員選挙ともに、選挙公報が8割方発行されている。
- 町村では、首長選挙、議員選挙ともに、選挙公報が4割程度しか発行されていない。
- 任意制選挙公報の発行状況には、都道府県間の取り組み格差がある。  
富山、福井、鳥取、佐賀 100%  
沖縄0% 和歌山、高知3%